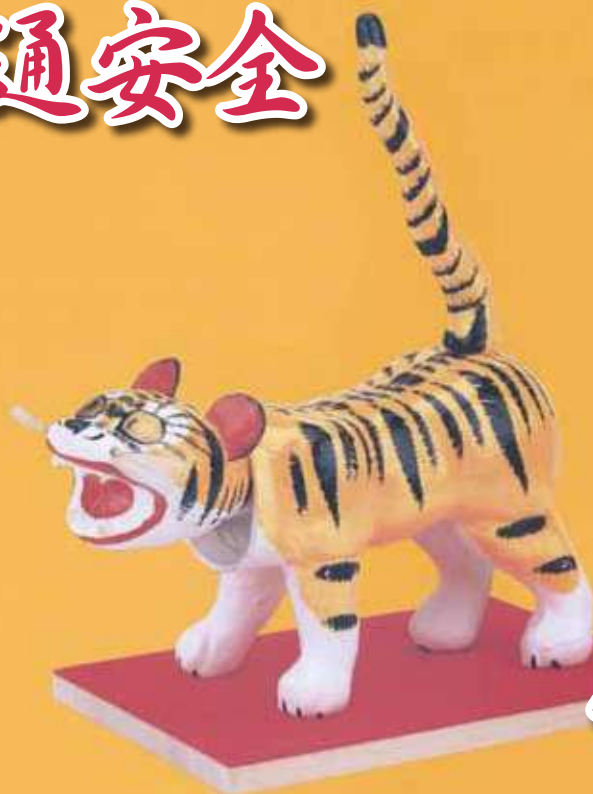


トラック あいち

第550号

2022 (令和4) • 1

交通安全



寅年

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人

愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名/

パスワード/

※有効期限：令和4年2月28日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

- ◆ 年頭のごあいさつ …………… 1
 - 寺岡洋一 会長
 - 大村秀章 愛知県知事
 - 嘉村徹也 中部運輸局長
 - 小林博之 愛知運輸支局長
 - 伊藤正史 愛知労働局長
 - 国枝治男 愛知県警察本部長
 - 坂本克己 全ト協会長
- ◆ 第8回 常任理事会
第4回 理事会 …………… 17
- ◆ 新入会員 …………… 21
- ◆ 会員事業者名称等変更 …………… 22
- ◆ 愛ト協 第10回 省エネ走行競技会開催 …… 23
- ◆ 支部だより …………… 24
- ◆ 国道41号 令和4年集中工事 …… 26
- ◆ 事業用自動車事故調査
報告書の新規公表について …… 28
- ◆ 「令和3年度 第2回 改善基準
告示研修会」を開催 …… 32
- ◆ 「令和3年度 第3回 適正化事業
フォローアップ研修会」並びに
「令和3年度 第3回 新規許可事業者
研修会」を開催 …… 33
- ◆ わライン配信・令和3年度
第3回 改善基準告示研修会 …… 34
- ◆ トラック運送事業者のための
新型コロナウイルス感染予防
対策マニュアル【概要版】 …… 35
- ◆ 2021年度 Gマーク
愛知で462事業所が認定 …… 39
- ◆ 分散引越にご協力をおねがいます! …… 40
- ◆ 業務課からのお知らせ …………… 42
- ◆ 軽油価格調査 …………… 44
- ◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …………… 45
- ◆ 委員会・部会活動状況 …………… 46
- ◆ 支部行事 …………… 47
- ◆ 青年部会 …………… 48
12月会議・委員会開催状況
- ◆ 女性部会 …………… 49
- ◆ 陸 災 防 …………… 50
職場における労働衛生基準が変わりました
- ◆ 国道23号通行ルール …………… 52

頌 春



明けましておめでとうございます。

皆様方には、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の運営に格別のご支援、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

昨年も新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるい、経済や人々の生活に大きな影響を与えました。貨物自動車運送事業にとっても、様々な変化への適応を迫られるなど、厳しい1年となりました。現在、国内においてはピーク時に比べ感染者数が減少しておりますが、新たに懸念される変異株が確認され、その高いとされる感染力から予断を許さない状況が続いております。

一方で、燃料価格の高騰により、全日本トラック協会が昨年12月「燃料価格高騰経営危機突破総決起大会」を開催、当協会の正副会長がこれに参加いたしました。また、当協会においても、自由民主党愛知県支部連合会や公明党愛知県本部へ要望書を提出するなど、燃料高騰に係る取り組みを行っております。

このような中、長引くコロナ禍で疲弊しながらも、エッセンシャルワーカーとしての役割を担ったトラック運送事業者の経営基盤を支えるため、「標準的な運賃の周知・活用」、「働き方改革関連法と改善基準告示見直しへの対応」等を重点とした事業者支援に努めるとともに、トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代にPRし、人材不足に困窮するトラック運送業界への就職希望者の増加を目指してまいります。

更に、依然県下で多発する交通事故を撲滅するため、独自の重点目標を定め様々な取り組みを実施するとともに、関心の高まるSDGsへの対応

年頭所感

一般社団法人愛知県トラック協会

会長 寺岡 洋一

事業や、法令遵守の一助となる事業の実施、輸送の安全確保に係る人材育成のため実践的研修の充実を図るほか、事業継続計画（BCP）に基づく緊急物資輸送体制の整備に向けた諸対策を推進するなど、全会員の理解と協力により取り組んでまいります。

今年、協会は3つの大きな事業を予定しています。

1つめは、来る2月23日にバンテリンドームナゴヤで「トラック Fes 2022」を開催いたします。大勢の来場者に、生活するうえで欠かせない「物流」というライフラインを支えるトラック運送業界をPRしてまいります。2つめは、新型コロナウイルスの感染拡大により昨年開催を見合わせた「全国トラック運送事業者大会」を、10月5日に改めて開催すること。3つめは「愛知県トラック会館」の建て替え。現在のトラック会館は既に40余年の経過により老朽化が進んでおり、また、駐車場の拡張など皆様の利便性を高めるため行うものとなります。

結びに、トラック運送業界への更なるご理解とご協力をお願いするとともに、皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



新春を迎えて

愛知県知事
大村 秀章

あけましておめでとうございます。
新たな年が、県民の皆様にとりまして素晴らしい
1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が、県民の
皆様の生活や経済活動に大きな影響を与える中、
安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻
していくため、オール愛知で一丸となって、感染
症の「克服」に向けた取組を進めてまいりました。

こうした中でも、ジブリパークの整備推進、世
界最高クラスのアリーナとなる愛知県新体育館、
国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」
の整備着手など、感染症克服後を見据え、将来に
わたって、日本の成長をリードし続ける愛知を形
作っていきけるよう、愛知を「前進」させた1年と
なりました。

世界は、グローバル化の進展やそれに伴う感染
症リスクの増大、デジタル技術の急速な発展など
により、加速度的な変化を遂げています。今後も、
愛知が日本の成長エンジンとして、我が国の発展
を力強くリードしていくためには、そうした変化
に的確に対応し、イノベーションを巻き起こして
いかなければなりません。

今年も、国内外の優れたスタートアップと地域
のモノづくり企業とのオープンイノベーションに
より、イノベーションが次々と創出される、愛知
独自のスタートアップ・エコシステムの形成を促
進するとともに、海外先進地域との連携を深め、

世界に例を見ないグローバルなイノベーション創
出拠点の形成を目指します。

また、リニア大交流圏を見据えた社会インフラ
整備、農林水産業の振興、教育・人づくり、女性
の活躍、医療・福祉、環境、雇用、多文化共生、
防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の
皆様の生活と社会福祉の向上にもしっかりと取り
組んでまいります。

今年7月には、3年に一度の国際的な現代アート
の祭典、国際芸術祭「あいち2022」を開催します。
秋にはいよいよ、ジブリパーク全5エリアのうち、
「青春の丘エリア」「ジブリの大倉庫エリア」
「どんどこ森エリア」の3エリアが開業します。
愛知の魅力を高める取組を着実に進め、国内外で
の愛知のプレゼンスをより一層高めてまいります。

2022年は、1872(明治5)年に現在の愛知県が誕
生してから、150周年にあたる記念すべき年です。
県民の皆様は、郷土への愛着と誇りを改めて持つ
ていただき、そして、将来も愛知県に住み続け、
愛知をより良くしていきたいと思っただけ
るよう、今年も全力で取り組んでまいりますので、
一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

2022年元旦



年頭の辞

中部運輸局長
嘉村 徹也

あけましておめでとうございます。新たな年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。年の初めを節目として、皆様それぞれが、この一年を展望し、思いを新たにしておられることと思います。

一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大は、昨年も年間を通じて交通・観光需要に大きな影響を与えました。コロナ禍は、これまで多くの方を効率的に運ぶことが求められてきた運輸業界にとって、過去に経験のない、構造を問い直す大きな転換点となりました。足元では感染者数は落ち着きを見せているものの、交通・観光事業者の業績は依然として従前の水準に回復しておらず、厳しい状況にあります。

利用者、事業者、行政にとってまさに緊急事態であると捉え、観光と公共交通を確実に復活させていくため、感染状況を常に見極めながら、中部運輸局として一丸となって気持ちも新たに対応していく決意です。

観光関連産業については、国内外の観光需要が大幅に減少し、甚大な影響を受けていることを踏まえ、引き続き雇用の維持と事業の継続に関する支援に取り組むとともに、感染拡大防止と経済の回復の両立の観点から、感染状況等を十分に確認しつつ、安全・安心の確保を前提とした観光需要喚起策を段階的に拡大します。

あわせて、ポストコロナを見据え、地域一体となった観光地の再生や観光サービスの高付加価値化等に向けた戦略的取組を支援し、苦しい状況にある観光関連事業者の皆様とともに、中部エリアの観光の本格的な復興の実現に向け準備してまいります。

従前から人口減少等により厳しい経営環境に直面していた公共交通事業者については、コロナ禍で一年以上にわたって過去に例を見ない規模で輸送需要が減少し、深刻な危機に瀕しています。地域の鉄道、バス、タクシー、旅客船等の公共交通は、日本の経済活動を下支えするエッセンシャルサービスです。また、貸切バスはとりわけ厳しい事業環境下にあります。東京オリンピック・パラリンピックでの関係者輸送や災害時輸送を通じ、その重要性が再確認されました。

公共交通を担う事業者に対しては、これまで以上に強力に支援を行うとともに、今後も十分な感染症拡大防止対策の下で、安全・安心かつ持続的な地域公共交通が維持・確保されるよう、中部運輸局として、利用者・事業者に寄り添いながら取り組んでまいります。

また、災害への適切な対応は引き続き重要な課題です。静岡県熱海市での土砂災害を始めとして、昨年も全国各地で甚大な被害が生じました。自治体や交通事業者と連携し、災害が発生した場合の災害支援物資の輸送、代替交通の確保、観光地の風評被害対策などに引き続き全力で取り組むとともに、平時から危機対応に向けた準備に積極的に取り組んでまいります。

今後の需要回復、危機対応を見据えれば、運輸・観光関係事業における人材確保も改めて取組が不可欠な課題です。

中部運輸局では、セミナーの開催や学校訪問などの取組を通じ、引き続き事業者の人材確保・育

成を積極的に支援していくとともに、DX、MaaSを推進し、行政手続のデジタル化を進め、より魅力ある運輸・観光業界の構築に向けて取り組んでまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門の脱炭素化に総力を挙げて取り組んでまいります。

また、中部運輸局管内では、大規模プロジェクトが着々と進行しています。管内各地において、リニア中央新幹線品川～名古屋間開業に向けた工事が進められており、ターミナル駅の交通結節機能の強化など、リニア効果を最大化する取組が求められています。また、福井県では、北陸新幹線金沢～敦賀間開業に向けた観光振興のあり方やこれを最大限に活かす交通ネットワーク整備が検討されています。

以下では、「輸送の安全・安心の確保」、「地域経済を支える観光の本格的な復興の実現」、「公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進」、「産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化」及び「防災・危機管理」の5つを柱として、中部運輸局の施策の方向性をお示しいたします。

1. 輸送の安全・安心の確保

輸送の安全・安心の確保は、中部運輸局にとって最優先の課題です。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としては、公共交通の輸送を担う各事業者に、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に徹底して取り組んでいただいておりますが、公共交通を安全・安心にご利用いただくため、この場をお借りして、利用者の皆様お一人お一人におかれても、マスクの着用、会話を控えめにするなど感染予防のための取組に引き続きご協力をお願いいたします。

運輸事業の安全・安心の確保については、運輸安全マネジメント評価と監査指導を「車の両輪

として推進しているところです。

自動車交通分野においては、民間指定機関である「(一財)中部貸切バス適正化センター」及び各県の貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携をしながら、効率的な監査・指導を実施し、事業の安全性を確保してまいります。

乗合バスについては、昨年3月末までに、中部運輸局管内全県に設置された合同検討会での検討を踏まえ、安全性確保が必要なバス停留所リストを公表するとともに、該当停留所については定期的に安全対策の進捗状況を公表しております。引き続き関係者と協力して、対策が確実に進むよう調整してまいります。

貸切バスについては、今後の需要回復に向けて、「運賃・料金の適正な収受」を呼びかけ、安全・安心な運行を阻害する行為につきましても厳正に対応してまいります。また、タクシーについては、引き続きいわゆる白タク行為の排除に向けた取組を進めてまいります。

事業用自動車に係る交通事故総数は全国的に年々減少していますが、未だに飲酒運転による事故も発生しており、総合的な取組を進める必要があります。昨年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づく取組などを推進し、一層の事故削減に向けて対応を進めてまいります。

衝突被害軽減ブレーキ等の高度な電子制御技術を搭載した先進安全自動車については、近年、普及が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。高齢運転者による事故を削減するため、運転を支援する機能を搭載した「サポカー」について、普及啓発を行い、搭載率のさらなる向上に引き続き努めてまいります。

あわせて、特定整備制度の円滑な普及を図るとともに、自動車の検査(車検)において、車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)の円滑な

導入に向けた準備を進めるなど、安全面でも先進安全自動車への対応を進めてまいります。

特に、近年開発が進められている自動運転については、昨年、残念ながら中部運輸局の管内において、実験走行中の車両によるインシデントが発生しました。自動運転の社会実装に向け、今後も様々な実証実験が予定されておりますが、実証過程及び実用化段階における完全な安全性を達成することを大前提として、これに向けて支援を続けてまいります。

自動車登録分野については、来年1月に自動車検査証の電子化を可能とし、OSS申請を行ってもなお必要であった運輸支局・事務所への来訪を不要とするなど、利便性の向上に向けて取り組んでまいります。

鉄道分野については、重大事故の防止を図ることはもちろんのこと、運転事故の多くを占める踏切障害事故及び人身障害事故を防止するため、引き続き、立体交差化や踏切保安設備の整備等への支援を推進してまいります。駅の安全性確保については、ホームドアの設置や内方線付き点状ブロックの整備などのハード対策に加え、障がいのある方への声かけなど、駅係員等への教育の充実といったソフト対策を進めてまいります。また、計画運休実施時や輸送障害発生時における全ての利用者への適時適切な情報提供が可能となるよう各事業者の取組を支援してまいります。

海事分野については、船舶検査及び立入監査の実施等により、船舶の構造・設備、乗組員の非常時への訓練状況・感染予防対策及び外国船乗組員の乗船期間等を確認し、海難事故の防止、自然災害発生に備えた対策に取り組み、安全運航を確保してまいります。また、運航中の船舶から得られるデータを活用することにより機関の状態を把握し、故障を未然に防止する技術など、船舶検査へのデジタル技術の導入を促進してまいります。

小型船舶のライフジャケット着用義務違反に関し、小型船舶操縦者に違反点数を課す制度が本年2月1日よりスタートします。小型船舶の海難・落水事故から命を守るため、引き続き、安全基準に適合したライフジャケット着用の周知・啓発を行ってまいります。

環境分野については、国際的に合意された温室効果ガス（GHG）削減戦略に従い、2050年までにGHG排出の半減を実現するべく、必要な技術開発・実証の推進に取り組むとともに、2028年までにGHGを排出しない究極のエコシップ（ゼロエミッション船）の商業運航を実現するため、環境負荷の低い代替燃料船の導入を支援してまいります。

2. 地域経済を支える観光の本格的な復興の実現

コロナ禍を経て、人々の行動様式・生活様式・働き方は変化し、観光ニーズも多様化しております。また、この厳しい状況は期せずして、地域の魅力を再発見する機会ともなりました。このような流れを強みに変えて、自然、食、歴史・文化等の中部地域独自の観光資源を活用した稼げる看板商品の創出や、中長期滞在者やリピーターなどの新たな市場やニーズの開拓に向けた取組を支援してまいります。

各地域への周遊促進については、引き続き観光地域づくり法人（DMO）が中心となった地域一体での取組を支援するとともに、ワーケーション等の「新たな旅のスタイル」の普及により、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図る取組も促進してまいります。

来るべきインバウンドの回復に備えた取組や、持続的な観光地経営の実現に向けた取組も重要です。宿泊事業者が行うサービス提供体制の強化、交通事業者等が行うキャッシュレス対応、バリアフリー化等への支援を通じて、訪日外国人旅行者が快適に旅行を満喫できる環境を整備するとともに、

中部地域の多様な魅力の発信にも取り組んでまいります。また、将来にわたって世界中からの旅行者を惹きつけ、地域はもとより日本のレガシーとなる新たなコンテンツの形成に向けた支援を行うとともに、地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光を推進してまいります。

地域振興の観点から、国土交通省では平成30年から「地方版図柄入りナンバープレート」の交付を始めています。中部運輸局管内では、福井、富士山、豊田、春日井、伊勢志摩、四日市の6地域で導入されており、ナンバープレートによる「走る広告塔」としての効果を通じて、地域の魅力が上がることを期待しています。

海事観光では安定的に運航できない状況が続いていた国内クルーズ船による船旅が感染防止対策を実施した上で再開しており、今後は外航クルーズ船についても、早期に再開され日本各港への寄港が増加することが望まれます。

中でも平成29年度に国際旅客船拠点形成港湾に指定された清水港では北東アジアクルーズの東日本における拠点化が進められおり、国際交流・にぎわいの拠点として益々の発展が期待されますので、これからも地域の方々の要望をくみ取りながら支援してまいります。

中部運輸局では、「海」や「船」がもっと「楽しく身近な存在」になるよう「C to Sea プロジェクト」を推進しています。その取組の一環として、誰もが安全かつ気軽にクルージングできるモデルルートである「マリンチック街道」をより多くの地域に展開することを目指しており、昨年度までに「知多」「伊勢湾」「三河湾」「浜名湖」の4ルートを整備し、さらに昨年8月、マリンチック街道の新たな拠点として「ぬまづ港 海の駅」を認定しました。

今後も「マリンチック街道」のPR活動に加え、新たなルート整備、関係者と連携した施策等を通じて海事観光の普及、地域振興を推進してまいります。

3. 公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進

中部地域の公共交通は、首都圏や京阪神と比べて従前から自家用車の分担率が高いこともあり、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動需要の大幅な減少により一層厳しい影響を受けています。

高齢者の運転免許の返納が進む一方で、公共交通事業者等においてコロナ禍を踏まえサービス水準を見直す動きもあり、地域の実情に応じた持続可能な輸送手段の確保は喫緊の課題となっています。

誰もが自ら運転しなくても自由な外出・移動が可能で、持続可能な社会の実現のためには、地方公共団体が中心となって、従来型の商業的手法に加え、公助、共助、自助など、あらゆる手法を合理的かつ柔軟に組み合わせ、まちづくり政策と連携しつつ地域モビリティ全体を再構築する交通政策が不可欠です。

中部運輸局管内でも、町営バスと競合していた無償通院バスを、利用者負担のない形で町営バスに統合した岐阜県白川町・東白川村の取組や、企業の従業員輸送バスを自家用有償旅客運送の制度を活用して一般にも利用可能とした静岡県湖西市の取組など、先進的な事例の展開が見られます。

中部運輸局として、このような地域の輸送資源すべてを包括的に捉える取組や、地域公共交通計画の策定及び計画に基づく事業への支援など、第2次交通政策基本計画や改正地域公共交通活性化再生法に基づく取組を進めてまいります。また、地域の足の確保・維持のため、それぞれの地域において必要とされている輸送サービスの対象や範囲等に応じてきめ細やかに対応し、主導的役割を果たしてまいります。

また、交通事業者によるウィズ・コロナ時代を見据えた新しいビジネスモデルの構築に向けた取

組や、自動運転、MaaSなどの新技術等の導入により地域公共交通の新しい姿を模索する取組に対しても、積極的に支援してまいります。

交通系ICカードやQRコードを活用したキャッシュレス決済については、エリア拡大や地方鉄道やバス事業者を中心とした新規導入に向けた取組を進めてまいります。昨年3月に「Suica・TOICAエリア」「TOICA・ICOCAエリア」をまたがる区間のIC定期券が発行され、TOICAエリアも熱海、国府津、米原の各駅まで拡大されるなど、今後も更なる利便性の向上が期待されます。

バリアフリーについては、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組の更なる推進が求められています。

中部運輸局管内において、東京オリンピック・パラリンピックに際して共生社会ホストタウンとして選定された11市の取組を引き続き支援するとともに、旅客施設を含む公共施設等や、その経路、案内設備等の面的・一体的なバリアフリー化を一層推進するため、バリアフリーマスタープランやバリアフリー基本構想の策定を促進してまいります。

4. 産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化

物流分野を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの流行を背景に大きく変化しており、Eコマース市場の拡大や新しい生活様式に対応した非接触、非対面物流の変革が進み、また、従前からの労働力不足もあって、一層のサプライチェーン全体の最適化、合理化が求められています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、昨年6月に閣議決定された総合物流施策大綱で示された、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」「労働力不足対策と物流構造改革の推進」「強靱で持続可能な物流ネットワークの構築」の3つを柱として、各種施策を推進してまいります。

「ものづくり」の一大拠点である中部地域において、国際競争力の維持・強化等のためには物流分野の活性化が重要であり、鉄道等へのモーダルシフトや輸送網の集約・輸配送の共同化など、生産性向上に向けた取組を今後も推進・支援してまいります。

トラック運送事業においては、「働き方改革関連法」に基づく年960時間を上限とする罰則付きの時間外労働規制の適用を2年3ヶ月後に控え、将来にわたり、国民生活や産業活動に必要な物流を持続的に確保するため、「ホワイト物流」推進運動や「働きやすい職場認証制度」等の施策により、サプライチェーン関係者の協力によるトラック輸送の生産性の向上と物流の効率化や、誰でも働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目指し取組を進めてまいります。

令和2年4月に告示されたトラック運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための「標準的な運賃」については、引き続き、実勢運賃に反映されるよう努めてまいります。また、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について、関係機関と連携し、普及促進に努めてまいります。

我が国の海事産業を構成する海運の担い手である船員については、人員の不足、労働時間の過多、高齢化等への課題に直面していることから、船員の働き方改革として、労務管理の適正化及び人材を持続的に確保できる環境の整備に取り組めます。

昨年成立した海事産業強化法に基づき、使用者による船員の労務管理責任者の選任、労務管理責任者の下での労働時間等の管理等についての指導を行い、労働環境の改善による若年船員の確保に寄与してまいります。

5. 防災・危機管理

国土交通省では、令和2年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめており、

中部運輸局におきましても、運輸事業者における風水害、雪害等災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上を目的に「運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップ」を開催するなど、引き続きプロジェクトの施策について着実に推進してまいります。

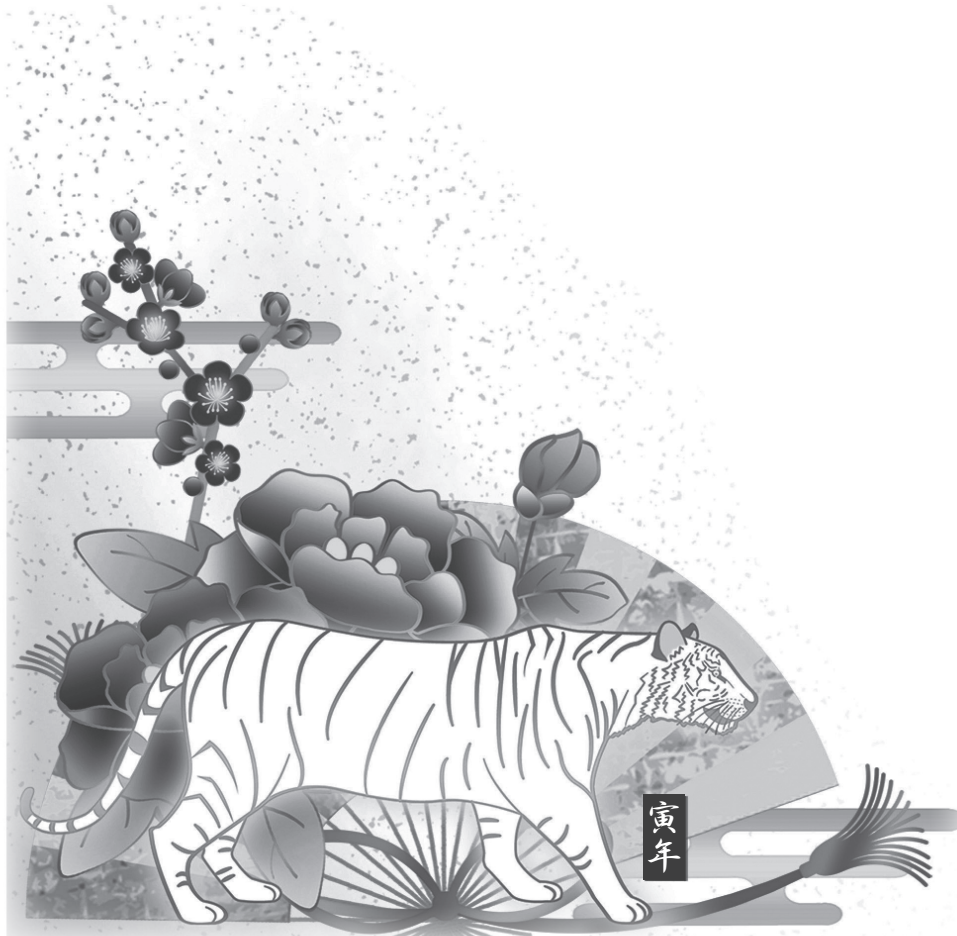
また、中部運輸局管内では南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な防災訓練の実施により、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における速やかな職員派遣や情報収集、代替輸送の確保等を目的として、関係事業者や関係地方公共団体等との連携を強化していきます。

さらに、各県と物流事業者との間で締結されている「災害時支援協定」がより実効的なものとなるよう努めるとともに、物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の民間物資拠点リストアップ

の強化、港湾の災害時における機能の早期回復及び船舶による緊急物資輸送についての関係機関と連携を進めるなど、災害時の円滑な支援物資輸送の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

昨年は走行中の列車内における車内傷害事件など、乗客の安全を脅かす痛ましい事件が相次いで発生しました。公共交通機関等における防犯対策についても、事業者に対して万全の対策を措置するよう指導するなど、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、中部運輸局が取り組む施策の方向性についてご紹介いたしました。中部地域にとって今年が飛躍の年となりますよう、また、皆様にとりましても、輝かしい良き年となりますよう心から祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。





年頭のご挨拶

愛知運輸支局長
小林 博之

あけましておめでとうございます。令和4年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。年の初めを節目として、皆様それぞれが、この一年の展望と思いを描いておられることと思います。

さて、申し上げるまでもなく、新型コロナウイルス感染症は未だ収束には至らず、社会経済、生活様式、働き方などに大きな影響をもたらしております。

このような社会状況においても、国民の日常生活を支えるために感染リスクと隣り合わせの中、運輸関係事業者の皆様におかれましては、エッセンシャルサービスとして活躍されておりますこと、心より感謝を申し上げます。

本年、愛知運輸支局では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある運輸関係事業者への支援等による地域活動の維持・活性化に取り組み、特に、「輸送の安全・安心の確保」、「地域公共交通の確保・維持」、「運輸・整備事業における人材確保・育成」、「観光振興の推進」、「流通事業の健全化の促進」、「自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上」、「防災・危機管理」について重点的に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全・安心の確保

輸送の安全・安心の確保は国民の最大の関心事であり、愛知運輸支局においても最重要課題であります。国民生活、経済を支える輸送サービスが、安全・安心で安定的に確保できるよう、関係機関との連携を強化し、積極的に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、

各業種の「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染予防の徹底について、関係者とともに引き続き推進してまいります。

また、運輸安全マネジメント制度や事業者監査、日常的な窓口業務等を通じて、事業者の安全意識や安全確保のための体制確保・向上に向けた支援・助言・指導を実施するとともに、適正化事業実施機関等と連携しつつ、輸送の安全・安心の確保について取り組んでまいります。

事業用自動車における交通事故総数は、全国的に年々減少しているものの、未だに飲酒運転による事故も発生しており、総合的な取組を進める必要があります。昨年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づく取組などを推進し、関係団体、事業者と連携し、一層の事故削減に向けた取り組みを進めてまいります。

2. 地域公共交通の確保・維持

愛知県内の公共交通は、従前から自家用車の分担率が高く、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、過去に例をみない規模で移動需要が減少し、深刻な状況に直面していますが、公共交通は、日常生活に欠かすことのできない重要なインフラであることから、地域の実情に応じた持続可能な輸送手段の確保が喫緊の課題となっています。

愛知運輸支局としましても、地方公共団体が主宰する協議会等への参画を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりに積極的に関与しつつ、SDGsに貢献し、必要とされる地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるよう、地域公共交通の確保・維持に向けて取り組んでまいります。

とりわけ、交通事業者によるウィズ・コロナ時代

を見据えた新しいビジネスモデルの構築に向けた取組や、自動運転、MaaSなどの新技術等の導入により地域公共交通の新しい姿を検討する取組を支援するとともに、各業種の「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染予防の徹底など、利用者が安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

また、乗合バスの安全性確保が必要なバス停留所は、「愛知県バス停留所安全性確保合同検討会」において安全対策の進捗状況を管理・公表するとともに、乗合バスの停車に起因する交通事故の可能性をなくすことに向け、引き続き地域の関係者と連携しながら確実に取り組んでまいります。

3. 運輸・整備事業における人材確保・育成

改めて申し上げるまでもなく、運輸関係事業は、日本の経済活動を下支えするエッセンシャルサービスです。ものづくりが盛んな愛知県においては、他地域と比べて、輸送の安全・安心を確保するための人材確保が難しく、担い手不足が課題となっています。

愛知運輸支局では、関係機関と連携した「愛知県運輸・整備関係事業人材確保・育成連絡会」により、若者や女性が活躍しやすい環境の整備など、人材確保・育成に関する対策を検討するとともに、コロナ禍において新たに発生した人材確保・育成における課題についても積極的に対応することに加え、高校訪問などの取組も引き続き進めてまいります。

また、職場環境改善に向けた運輸関係事業者の取組を「見える化」し、求職者のイメージの刷新を図るため、いわゆる「働きやすい職場認証制度」の活用、周知を促進してまいります。

4. 観光振興の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、移動需要が減少し、観光産業も厳しい状況に立たされていますが、人々の行動や生活様式が変化したことにより、昨今の観光ニーズの多様化に加え、旅行の近距離で、かつ小グループ化の傾向が進んでいます。

この状況は、期せずして地域の魅力を再発見する機会となっていることが窺えることから、逆風を強みに変えて、自然、食、歴史・文化等の中部地域独自の観光資源を活用したツアーの造成など、観光地域づくり法人（DMO）が中心となった地域一体での取組を支援するとともに、ワーケーション等の「新たな旅のスタイル」の普及により、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図る取組も促進してまいります。

また、「昇龍道プロジェクト」を通じ地域の魅力を発信するとともに、来るべきインバウンドの回復に備えた取組、とりわけ交通機関での多言語対応などの受入れ環境整備をはじめ、観光二次交通の充実に向け、交通関係事業者、自治体等との連携を強化した取組を進めてまいります。

5. 流通事業の健全化の促進

全国有数の「ものづくり」の拠点である愛知県において、その経済活動を支える物流は重要な役割を担っています。物流分野を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に大きく変化しており、ネット通販などのEコマース事業の拡大や新しい生活様式に対応した非接触、非対面物流の変革が進み、また、従前からの労働力不足もあり、一層のサプライチェーン全体の最適化、合理化が求められています。さらに、トラック運送事業においては、令和6年4月に、「働き方改革関連法」に基づく年960時間を上限とする時間外労働規制が適用されることが予定されていることから、トラック輸送の生産性の向上と物流の効率化や、誰でも働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目指した取組が重要となっています。

これらのことから、将来にわたり国民生活や産業活動に必要な物流を持続的に確保し、事業の健全な発達と労働者の労働条件を改善するに向けては、「愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における「ホワイト物流」推進運動の促進などの取り組みを通じて、物流の

重要性について広く啓発するとともに、荷主団体等に対して「標準的な運賃制度」や「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について、関係機関と連携し、普及促進に努めてまいります。

6. 自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上

衝突被害軽減ブレーキ等の高度な電子制御技術を搭載した先進安全自動車については、近年、普及が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。高齢者による事故を削減するため、運転を支援する機能を搭載した「サポカー」について、普及啓発を行い、搭載率の更なる向上に努めてまいります。

先進安全自動車の普及にあわせ、整備分野における特定整備制度の円滑な移行を図るとともに、自動車の検査（車検）において、車載式故障診断装置を活用した自動車検査（OBD検査）の円滑な導入に向けた準備を進めるなど、安全性の確保に対する対応を進めてまいります。

また、自動車の長期使用化が益々進んでおり、自動車を安全・安心に使用するためには、点検・整備が確実に実施されることが不可欠です。そのため、ユーザーの保守管理意識の高揚、点検・整備の励行を図る「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、引き続き、安全・安心で環境に優しい「くるま社会」の形成に向け積極的に取り組んでまいります。

自動車保有関係手続きにかかる申請者の負担軽減、業務の効率化のため、オンラインで一括した申請手続きを可能とするワンストップサービス(OSS)を更に推進してまいります。とりわけ、来年の1月には自動車検査証の電子化が予定されており、OSS申請を行ってもなお必要であった運輸支局・事務所への来訪を不要とするなど、利便性の向上に向けて取り組んでまいります。そのため、関係者との情報共有・情報交換を積極的に行い円滑な導入に向けた準備を進めてまいります。

7. 防災・危機管理

昨今の地球温暖化などの影響により、集中豪雨や台風襲来など相次ぐ自然災害によって、多くの地域で甚大な被害が発生しております。近年激しさを増す自然災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上を目的とした「運輸防災マネジメント」を確実に推進すべく取組を強化してまいります。

また、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、災害発生時の迅速かつ的確な対応ができるよう、実践的な防災訓練の実施により、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における情報収集、代替輸送の確保等に迅速に対応できるよう関係機関とも連携した体制整備の強化に努めてまいります。

以上、愛知運輸支局の取組の方向性を申し述べましたが、今後とも皆様方より一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。皆様にとりまして輝かしい良い年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。





年頭所感

愛知労働局長
伊藤 正史

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和4年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する、（一社）愛知県トラック協会ならびに会員企業の皆様の一層の御理解と御協力を改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、これを踏まえた再三の緊急事態宣言の発令等が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響をもたらした年でした。

本県でも、こうした環境下で、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年12月に0.99倍と1倍を下回りましたが、その後、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業において生産活動の回復の動きが見られ、それに伴い求人は増加、求職者の動きも落ち着きを取り戻し、令和3年10月の有効求人倍率は1.22倍となるなど、雇用失業情勢は緩やかながら改善基調を示しています。

一方で、コロナ禍の影響をより強く受ける業種・業態では引き続き厳しい状況が続いており、また、半導体等の部品供給制約、原材料高騰などが今後の県内の産業活動に及ぼす影響には不透明な要素が多く、引き続き注視していく必要があります。

当局としては、ウイズコロナを見据えた求人確保を行うとともに、求職者に対する丁寧な職業相談を行うなど、求人者・求職者双方に寄り添った、マッチング促進に一層努めてまいります。

また、人材開発支援対策では、令和3年2月に策定された「新たな雇用・訓練パッケージ」に基づき、休業を余儀なくされた方等が、無料の公的職業訓練を受講しやすくなるよう各種要件緩和を

進めるなど、訓練受講者拡充の環境整備に取り組んでおります。併せて企業に在職する労働者の方を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、労働力人口への減少に対応する取組みにも注力します。

働き方改革の推進については、自動車運転者の時間外労働上限規制適用猶予措置が再来年3月末までと迫る中、その取組の重要性が増しております。皆様方におかれましては、通販需要の高まりを受けた貨物輸送の量が増加する中、法令遵守と人材確保に向けて、並々ならぬご努力をいただいておりますことに感謝申し上げます。愛知労働局といたしましても、関係省庁との連携を図りつつ、生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた取組への支援を通じて、適切な労働時間制度、効率的な運行管理、荷主と一体的となった取り組みなど、労働時間短縮の機運を高めるべく、行うなど、中小企業等の皆様に寄り添った対応を進めてまいります。

また、トラック業界における女性ドライバーの活躍もこれからますます推進していく必要があることから、令和4年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法について、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図ることで、「産後パパ育休」制度の普及と、中小企業での女性活躍推進の取組みを支援してまいります。

労働災害防止対策につきましては、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントの推進に取り組むとともに、交通労働災害、荷役作業における労働災害防止など安全で

安心して働くことのできる労働環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

高齢者雇用対策につきましては、令和3年4月より高齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の理解と取組みが一層進むよう、改正法の周知と事例提供に努めてまいります。

これら取組み全体に共通し、愛知の地域特性を踏まえ、トラック業界の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する支援メニュー等を最大限活用し、総合的、丁寧な行政運営に努めるとともに、幅広い人材の活躍促進に結び付けてまいります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウイズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、年頭の御挨拶といたします。





新年のご挨拶

愛知県警察本部長
国枝 治 男

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方には、令和4年の輝かしい新春を御家族ともども、健やかに迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

また、日頃から交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は「交通死亡事故の抑止～減少傾向の定着～」を県警察の最重要課題の一つに掲げ、皆様方のお力添えを賜りながら、様々な対策を展開してまいりました。

しかしながら、昨年も交通事故により、多くの尊い命が失われました。

県警察といたしましては、昨年の結果を厳粛に受け止め、本年も引き続き「交通死亡事故の抑止～減少傾向の定着～」を最重要課題の一つに掲げますとともに、「高齢者」、「歩行者」、「自転車」及び「交差点」を抑止の柱とした諸対策を総力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

中でも、交通事故死者の半数以上を占める高齢者の交通死亡事故の抑止は、今後、より一層高齢化が進展していくことを踏まえ、極めて重要な課題であります。

高齢者の当事者別事故死者では歩行者が多数を占めますことから、横断歩行者等妨害等違反に対する交通指導取締りのほか、高齢者が多く居住する地域を中心に加齢に伴う身体機能の変化に対応した安全行動を促す交通安全教育等、効果的な広報啓発活動を推進してまいります。

特に、高齢者の交通事故防止対策としまして、高齢歩行者に対しては道路を横断する際の安全確

認の徹底など、安全行動を促す啓発活動を推進するほか、高齢運転者に対してはドライブシミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室や、体調不良を感じた際の運転の中止を訴えてまいります。

また、自転車の交通違反及び交差点関連違反の指導取締りを強化するとともに、昨年10月、自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化を内容とする愛知県条例が施行されたことから、乗車用ヘルメット着用の徹底を図るほか、通学路をはじめとした生活道路における歩行者等の安全確保や歩車分離式信号の整備等による道路交通環境の整備にも積極的に取り組んでまいります。

その他にも、夕暮れ時から夜間における交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯を呼び掛ける「ライト・オン運動」やハイビームの効果的な利用を呼び掛ける「ハイビーム活用運動」、明るい服装の着用と反射材の活用を促進するなどの広報啓発活動にも積極的に取り組み、県民の皆様方の安全行動の定着を図ってまいります。

皆様方におかれましては、本年も県警察、更には、行政機関、自治体、関係機関・団体等の行います取組がより効果的なものとなりますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとりまして幸多い年でありますよう祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭の辞

公益社団法人 全日本トラック協会会長
坂本 克己

令和4年を迎えるにあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

私たちトラック運送事業者は、国民のくらしやわが国の産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力してきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や燃料価格高騰に見舞われ、今や多くの事業者が厳しい状況に直面しております。

全日本トラック協会としましては、地域経済と国民のくらしを支えるトラック輸送サービスを何としても守り抜いていくべく、燃料高騰対策等の諸課題に総力を挙げて取り組んでまいります。また、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応にも力を注いでまいります。

一方で、「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受をはじめ、「荷主対策の深度化」や「規制の適正化」など、改正貨物自動車運送事業法に係る対応も加速していかなければなりません。

わが国の物流の将来のためには、標準的な運賃のさらなる浸透に向けて取り組みを加速させるとともに、各事業者が荷主との交渉を積み重ね、ドライバーの労働環境改善の原資となる運賃・料金を適正に収受していくことなどを通じて、当業界を取り巻く様々な課題を解消させていかなければなりません。また、燃料価格高騰が続く中においては、燃料サーチャージ制度を活用し、燃料価格高騰分を適正に運賃に反映させていく必要があります。

全ト協としましては、国土交通省などと連携し

ながら、荷主関係団体・企業などに対して、「標準的な運賃」、「燃料サーチャージ」等による適正な運賃・料金の収受に関する理解醸成への取り組みを加速させていくなど、ドライバーの長時間労働の是正および取引環境の改善等に向けた適切な対応を講じてまいります。

わが国経済の屋台骨であるトラックによる物流を維持していくためには、優秀な人材を確保し、労働力不足を解消させていくことが何よりも必要です。

全ト協としましては、多様な施策による良質なドライバーの確保対策を積極的に推進し、女性、高齢者および若年層などといった労働力の確保・育成・定着対策を力強く推し進めてまいります。

また、新技術を活用した物流DXの推進など、物流のさらなる効率化に向けて取り組んでいくこととします。

全ト協では、重要物流道路の指定、指定道路への集中投資をはじめ、暫定2車線区間の4車線化やミッシングリンクの解消などといった高速道路ネットワークの整備・充実、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア、道の駅等の休憩・休息施設や中継物流拠点の整備・拡充、また大口・多頻度割引や長距離通減割引、深夜割引など高速道路料金の割引の拡充など、トラック運送事業者にとって使いやすい道路の実現にも引き続き取り組んでまいります。

また、「新・環境基本行動計画」に代わる、ト

トラック運送業界における新たな環境対策の検討を進めています。地球環境を守り、持続可能なトラック運送業界の実現を図るため、環境・SDGs対策を推進してまいります。

飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミで大々的に取り上げられる一方で、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばいで推移しており、未だ根絶には至っておりません。

全ト協ではこのような状況に鑑み、昨年9月に開催した第117回交通対策委員会において、業界全体として飲酒運転根絶意識を共有し、取り組みを強化することにより、トラック運送業界から飲酒運転を根絶することを決議しました。

会員事業者の皆様におかれましては、引き続き、交通および労災事故の防止対策の推進をお願いいたします。

トラック運送業界にとっては、厳しい状況が続いておりますが、「我々トラック運送業界こそが、わが国の経済とくらしを力強く支えている」という強い気概をもちながら、業界が一丸となってこの難局を切り抜けてまいりたいと考えております。

会員事業者の皆様方のご理解、ご協力を切にお願いしながら、新年のごあいさつとさせていただきます。



第 8 回 常 任 理 事 会

第 4 回 理 事 会

令和 3 年 12 月 7 日（火）10 時 30 分から愛知県トラック会館 5 階ホールで開催

（審 議 事 項）

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

財務室交付金担当兼経理担当 杉本課長より資料（総審議 1）に基づき説明した。

1. 第 50 回近代化基金の申込について

11 月 — 1 件 46,110 千円 —

2. 第 11 回ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化金融融資申込について

11 月 — 2 件 45,530 千円 —

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(2) 「新愛知県トラック会館建設工事設計・施行監理業務の委託に係る指名型プロポーザル方式入札審査実施要領(案)」について

財務室交付金担当兼経理担当 杉本課長より資料（総審議 2）に基づき説明した。

（概 要）

新愛知県トラック会館建設工事設計・施行監理業務の委託事業者を選定するにあたり、その審査を公正かつ適正に行うために必要な事項を定める。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(3) **トラック会館建て替えについて(案)**

財務室長 露木部長より資料（総審議 3）に基づき説明した。

（概 要）

今回環境に配慮した ZEB 仕様の建物を整備し省エネによるコスト低減を図るとともに、行政からの要請に基づき、緊急時における迅速かつ効率的な役割を担うために今回新トラック会館を整備するものである。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(4) **長期改修計画の見直しに向けたトラック輸送サービスセンターの方向性について**

財務室長 露木部長より資料（総審議 4）に基づき説明した。

（概 要）

トラック輸送サービスセンターの方向性について検討し、長期改修計画に明記する。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(5) **各種規程の制定について**

総務部 寄田次長より資料（総審議 5）に基づき説明した。

（概 要）

今後行われる会館建て替えに伴い、事務局移転の際に起きうる文書の散逸や誤った廃棄処分などの未然防止のため、文書の取扱いに係るルールを制定したい。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

2. **安城トラックステーションの廃止について**

財務室長 露木部長より資料（審議 2）に基づき説明した。

（概 要）

令和 4 年 11 月 19 日に地主に対して、借地用地を返却することとなっているため、全ト協において TS 廃止の機関決定を行った後、借地用地の返却に係る対応を実施する。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

3. 研修センター運営委員会からの答申について

研修部安全指導課 村上課長より資料（審議3）に基づき説明した。

（概要）

1. 令和4年度 研修内容（実施回数）について（案）
2. 令和4年度 研修受講料について（案）
3. 令和4年度 資格認定講座（物流安全管理士・物流大学校）について（案）
4. 令和4年度 安全指導業務実施計画について（案）

議長は議場に諮り原案通り承認された。

4. 入退会の承認について

総務部 寄田次長より資料（審議4）に基づき説明した。

（概要）

入会7社 / 退会3社

令和3年12月7日時点 会員数2,686社

議長は議場に諮り原案通り承認された。

5. 令和4年 賀詞交歓会の開催について

総務部 寄田次長より資料（審議5）に基づき説明した。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

(報告事項)

1. 定款第 23 条に基づく業務報告について

牟田専務理事より、資料(報告 1)に基づき、報告した。

2. 働きやすい職場認証制度の申請状況について

企画広報部 長谷川部長より、資料(報告 2)に基づき、報告した。

3. 令和 3 年度第 2 回 就職面談会について

企画広報部 長谷川部長より、資料(報告 3)に基づき、報告した。

4. 「標準的な運賃」の届け出状況について

業務部 成田部長より、資料(報告 4)に基づき、報告した。

県内会員事業者による届出 1,302 社 / 2,028 社 (64.20%) ※令和 3 年 11 月 30 日時点

5. 交通事故情勢について

業務部業務課 鈴木課長より、資料(報告 5)に基づき、報告した。

【県内事故】(令和 3 年 11 月)

集 計 数	月 計			年 計			
	種 別	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数	死 者 数
発 生 率		2,259	2,684	19	21,665	25,664	106
前 年 比		-51	-34	-5	-824	-1,099	-35

【事業用トラック】(令和 3 年 11 月)

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事 業 用	4	4	18	18
会 員	4	4	6	6
第一原因	0	0	1	1

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第二	(株) フィニティ	〒456-0056 名古屋市熱田区三番町4-2 (連) 〒490-1447 海部郡飛島村西浜11	服部 義彦	6	0	0	(0567) 57-0012 FAX 57-0024
第四	(株) ゲートオンロジスティクス	〒335-0021 埼玉県戸田市新曽1662 (連) 〒454-0964 名古屋市中川区富永3-64-1	小笠原伸恭	3	2	0	(052) 301-7955 FAX 301-7988
尾西	スリーエスエクスプレス (株)	〒482-0033 岩倉市神野町又市263番地1号	船橋 好己	0	3	11	(0587) 37-2271 FAX 37-2272
尾西	アサヒロジスティクス (株)	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17シーノ大宮サウスウイング16階 (連) 〒494-0001 一宮市開明愛宕北1-2 興和冷蔵棟内1F	古屋 真一	0	17	0	(0586) 85-7333 FAX 82-7336
西三	(株) ゴールドワーク	〒446-0052 安城市福釜町矢場71番地1	杉浦 正晃	0	7	0	(0566) 77-5229 FAX 72-0893
東三	はこび屋本舗 (株)	〒441-0202 豊川市赤坂町松本237番地	四郎丸智哉	0	4	1	(0533) 87-6006 FAX 87-6009
東三	TTC (株)	〒441-8041 豊橋市柳生町46-3	平澤 哲哉	3	1	1	(0532) 45-5734 FAX 45-5744

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
尾西	中部物流 (株)	一宮市
尾西	(有) エルテックサービス	岩倉市
西三	(有) 早田	刈谷市

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
2021/11/30	代表者	第二	愛知ミタカ運輸株式会社	
			永田 浩久	兼松 敏也
2021/11/30	事業者住所 連絡先住所	第三	セントラル・タンクターミナル株式会社	
			名古屋市港区潮見町37-104	名古屋市港区潮見町8-1
			455-0028	455-0028
			名古屋市港区潮見町37-104	名古屋市港区潮見町8-1
2021/11/16	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	知多	マエノ運輸有限公司	
			新城市大海字瀬戸貝津32番地2	知多郡武豊町富貴字石田11-34
			441-1315	470-2531
			新城市大海字瀬戸貝津32番地2	知多郡武豊町富貴字石田11-34
			0536-25-0923	0569-72-1622
			0536-25-0923	0569-82-4702
2021/11/16	代表者	尾東	大昭運輸株式会社	
			佐渡 成之	中田 紀康
2021/11/30	事業者住所 連絡先住所	尾東	トーエイ物流株式会社	
			小牧市大字上末字雁戸島1816番5	小牧市川西一丁目52番地
			485-0822	485-0045
			小牧市大字上末字雁戸島1816番5	小牧市川西一丁目52番地
2021/11/30	代表者 事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	尾東	株式会社アイエンタープライズ	
			吉田 克也	釜野 久美
			西春日井郡豊山町大字青山字金剛98-1	小牧市外堀3-34
			480-0201	485-0039
			西春日井郡豊山町大字青山字金剛98-1	小牧市外堀3-34
			0568-48-1005	0568-68-8458
			0568-48-1007	0568-68-8459
2021/11/30	代表者	尾東	株式会社パスコ・エクスプレス	
			澤井 克文	永田 浩久
2021/11/30	事業者名 代表者	尾東	株式会社ハート・ロジスティクス 名古屋営業所	株式会社ニッシン・ロジスティクス 名古屋営業所
			柴田 律真	青葉 健二
2021/12/1	電話番号 FAX番号	尾東	有限会社メイコウ	
			0568-29-9502	052-794-5548
			0568-29-9503	052-794-5570
2021/11/30	代表者	西三	名古屋トネックス株式会社	
			岩村 和光	杉本 健二
2021/11/30	代表者	西三	株式会社サンワ	
			安田 朗子	三溝 寛行
2021/11/30	連絡先住所	西三	紺野屋運送有限公司	
			444-0865	444-0865
			岡崎市明大寺町字大塚55番地57	岡崎市明大寺町字大塚51-1-201
2021/11/16	代表者	東三	株式会社伊藤ハウス	
			伊藤 和年	伊藤 長年

愛ト協 第10回 省エネ走行競技会開催

令和3年12月11日(土)中部トラック総合研修センターにて、愛ト協「第10回省エネ走行競技会」を開催し15社26名の選手に参加をいただきました。

今回は、新型コロナウイルスの影響もあり参加人数が少なかったため、大型部門以外の3部門(「中型A」「中型B」「準中型」)を統合し『中型・準中型合同部門』とした全2部門での開催となりました。

競技は燃料消費量・走行時間・省エネ走行技術と法規走行で競い、日頃の成果を存分に発揮され白熱した競技会となりました。



各部門の入賞者は下記の通りです。おめでとうございます。

表彰受賞者

【大型部門】

優勝	岡崎通運株式会社	草野 真理子 様
準優勝	T Bロジスティクス株式会社	小澤 進 様
第3位	アイカイ物流株式会社	渡辺 和成 様

【中型・準中型合同部門】

優勝	株式会社マイシン	篠原 由士 様
準優勝	名古屋日梱株式会社	末竹 将之 様
第3位	吉正運輸倉庫株式会社	藤田 勇 様

出場事業者一覧

アイカイ物流(株) (株)オーエヌトランス 岡崎通運(株) カリツー(株) 吉正運輸倉庫(株) (株)シャチライン
ダイセ-倉庫運輸(株) (株)高木運輸 中京陸運(株) T Bロジスティクス(株) 名古屋日梱(株)
ブルースカイロジスティクス(株) (株)マイシン 丸五運送(株) (株)リョーウンエクスプレス (50音順)

01 行事

支部	開催日	場所	内容
第一	12月7日	北警察署	酒酔いゴーグルと反射材スコープを寄贈し、体験をおこなった。
第三	12月1日	ガーデン埠頭	交通事故抑止トラックパレード／出発式
尾西	12月2日	尾西トラックSC	交通安全トラックリレーパレード
西三	12月6日	碧南・高浜市	交通安全パレード



第一 北警察署



第三 ガーデン埠頭



尾西 尾西トラックSC



西三 碧南・高浜市

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防・まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

支 部	開催日	場 所	内 容
第 一	12月 2 日	中区大津橋交差点	交通安全啓発活動
	12月 3 日	mozoワンダーシティー	交通安全啓発活動
	12月 7 日	ヨシツヤ名西店	交通安全啓発活動
	12月 9 日	北警察署前	交通安全啓発活動
	12月10日	イオンタウン千種	交通安全啓発活動
第 四	12月 1 日	中川区高畑交差点	交通安全啓発活動
	12月 9 日	ヤマナカ八田フロンテ館	交通安全啓発活動
尾 東	12月20日	国道41号「花塚橋北」～「元町3丁目」間	交通安全啓発活動
尾 西	12月 1 日	麒麟ビール名古屋工場	年末の交通安全キャンペーン
	12月 2 日	尾西トラックSC前	交通安全啓発活動



第一 中区大津橋交差点



第一 mozoワンダーシティー



第一 ヨシツヤ名西店



第一 北警察署前



第一 イオンタウン千種



第四 中川区高畑交差点



第四 ヤマナカ八田フロンテ館



尾東 国道41号「花塚橋北」～「元町3丁目」間



尾西 麒麟ビール名古屋工場



尾西 尾西トラックSC前



令和4年集中工事

昼夜間連続 上下車線規制

国道41号 扶桑町内

みなみしんでん
南新田交差点



たかおみちづか
高雄道塚交差点

2/10^(木) 午後10時 ▶ 2/21^(月) 午前6時

工事期間中は、国道41号及び周辺道路で混雑が予想されます。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



過年度集中工事実施状況



規制内容については裏面をご覧ください。

工事の詳細情報を
公開中

あわせてご確認ください

国道41号 令和4年集中工事HP
<https://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/r4route41/>

愛知国道

検索



工事に関するお問い合わせ

統合道路管理情報センター (24時間受付)
TEL.052-721-7500

交通情報に関するお問い合わせ

日本道路交通情報センター
TEL.050-3369-6623 #8011 (スマートフォン・携帯電話)

((道路の異状を発見したら → 道路緊急ダイヤル #9910へ 通話料無料 24時間受付)) 愛知国道事務所



令和4年集中工事

令和4年2月10日(木) 午後10時

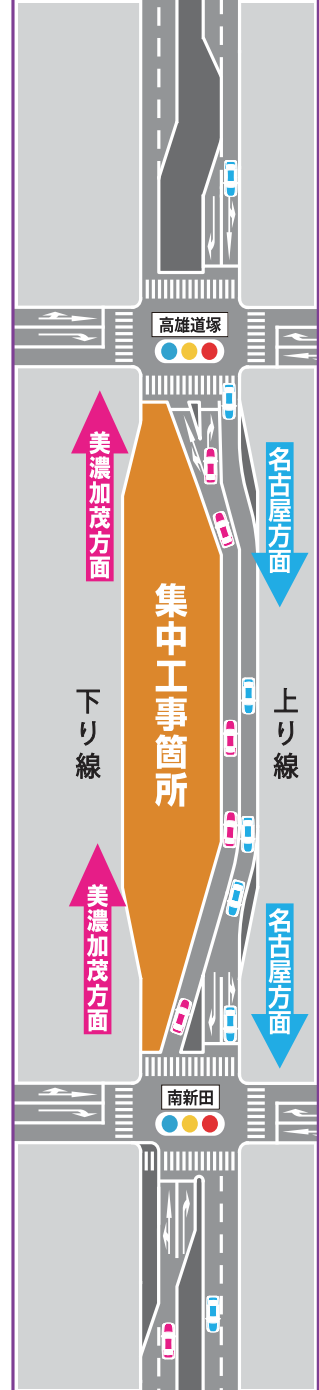
～令和4年2月21日(月) 午前6時

工事期間中は、国道41号及び周辺道路で混雑が予想されます。

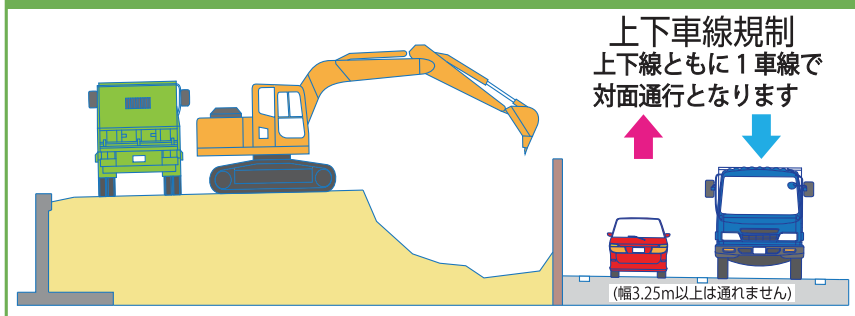
平面図



車線規制詳細図



工事期間中の通行形態



ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の新規公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに3件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、＜事案1＞運行経路を急遽変更し、狭あい道路に迷い込んだことに起因した踏切道における列車とトラックの衝突事故、＜事案2＞脇見運転により渋滞最後尾にトラックが追突した多重衝突事故、＜事案3＞運行途中の飲酒により生じたトラックの衝突事故の3件です。

これらの事案は、点呼の一部未実施や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

- ・事案1 大型トラックの踏切事故（横浜市神奈川区） : 別添1、別紙1

〔重要調査対象事故〕

- ・事案2 中型トラックの追突事故（堺市西区） : 別添2、別紙2

〔重要調査対象事故〕

- ・事案3 大型トラックの衝突事故（滋賀県高島市） : 別添3、別紙3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

大型トラックの踏切事故（横浜市神奈川区）

（別紙 1）

【事故概要】

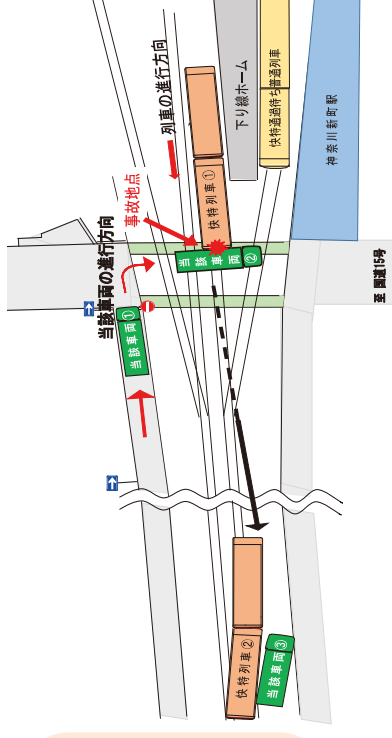
- ・日時：令和元年9月5日 午前11時43分頃
- ・概要：大型トラックが、踏切遮断機が下りている踏切道を通過中、列車と衝突し、大型トラックが大破（一部焼損）、列車の一部が脱線。
この事故により、大型トラックの運転者が死亡、列車の乗客15名が重傷、列車の運転士、車掌及び乗客60名が軽傷を負った。

【原因】

- ・予定していた運行経路を急遽変更し、狭あい道路に迷い込んだにも拘わらず、運行管理者等に連絡・相談することなく、また、道幅が狭くなると認識できる状況であったにも拘わらず道路状況を確認しないまま直進し、踏切道に進入。
- ・運行管理者による運転者の指導教育、運行経路の指示・確認等が適切に実施されていなかった。（運行管理者が病氣治療のため不在。）

【再発防止策】

- ・必要な数の運行管理者等の選任を行い、いかなる運行の状況にも対応できる運行管理体制を構築。
- ・道に迷ってしまったときは、運行管理者等へ連絡・相談するなど、緊急時対応の教育を行う。
- ・運転者の運転経験、技量、運行する車両等を考慮した、安全な運行が確保できる運行経路の作成。また、定期的に運行経路の道路状況等を確認し、安全な運行が困難な場合には運行経路の見直し。
- ・始業点呼時に道路情報等を踏まえた安全な運行経路を指示するなど、点呼を確実に実施。
- ・踏切道通過中に踏切警報機及び踏切遮断機が作動した場合には、速やかに踏切から退出。また、運行不能となった場合には、列車に対する適切な防護措置を実施。



中型トラックの追突事故（堺市西区）

（別紙2）

【事故概要】

- ・日時：令和元年5月8日 午前7時17分頃
- ・概要：中型トラックが、阪神高速4号湾岸線を走行中、前方不注意により、渋滞で停車中の車列の最後尾の小型トラックに追突。計4台が絡む多重追突事故。
この事故により、1名が死亡し、2名が重傷、8名が軽傷を負った。

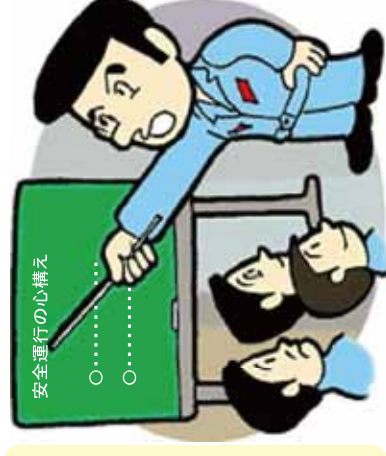
【原因】

- 前方不注意
- ・通り慣れた道路で、交通渋滞が発生するところではないとの思い込み。
- ・考え事をしながら運転。
- 不適切な運行管理
- ・対面点呼の一部未実施、無資格者における点呼の実施。
- ・始業点呼時に安全運行のために必要な指示なし。
- 不十分な指導監督
- ・指導教育の年間計画及び指導記録なし、指導教育の形骸化。



【再発防止策】

- 運転者が悩みなどを相談しやすい職場環境を醸成。
- 運行管理者が確実に点呼を実施するなど、適切な運行管理体制を構築。
- 指導教育の年間計画を作成するなど、指導監督指針（※）に基づき、運転者が指導内容を理解できて
いるか確認し、実効性のある指導教育の実施。
- 始業点呼時に道路情報等を踏まえた安全な運行経路を指示するなど、点呼を確実に実施。



※「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年8月20日、国土交通省告示第1366号）

大型トラックの衝突事故（滋賀県高島市）

（別紙3）

【事故概要】

- ・日時：令和元年10月27日 午後6時48分頃
- ・概要：大型トラックが、片側1車線の緩やかな左カーブを走行中、道路左側の縁石や街路樹等に接触した後、対向車線に進入し、当該車線を走行してきた乗用車と正面衝突。

この事故により、乗用車の運転者が死亡し、同乗者が重傷を負った。

【原因】

- ・途中のコンビニで缶酎ハイを購入し飲酒。**強い眠気を催すも運転を継続。**
- ・**点呼の大部分未実施、宿泊を伴う運行にアルコール検知器を持たせないなど、極めて不適切な運行管理体制。**
- ・当該運転者を雇用する際、**健康状態の把握や指導・教育が不十分。**
- ・飲酒運転に対する**甘い企業体質**が、当該運転者の**モラルの低下を助長。**

【再発防止策】

- ・会社全体で飲酒運転根絶意識を向上させ、**飲酒運転を許さない強固な企業風土**を構築。
- ・運転者を雇用する際は、健康診断や運転記録証明書等により**健康状態や酒気帯び運転等の交通違反歴を確実に把握し、慎重に検討。**
- ・雇用後においては、運転者の**飲酒傾向、酒気帯び運転等の交通違反歴を継続的に把握**、また、**アルコールが運転に及ぼす影響や危険性について、継続的に指導**。問題がある運転者に対しては、**直ちに乗務を停止するとともに、専門医によるカウンセリングや治療を受けさせる。**
- ・アルコール検知器による**酒気帯びの有無の確認を徹底し、点呼を確実に実施。**



相手乗用車

当該大型トラック



アルコール検知器による
アルコールチェック

「令和3年度 第2回 改善基準告示研修会」を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年11月26日（金）、中部トラック総合研修センターにおいて、令和3年6月から令和3年9月の期間中に巡回指導を実施した事業者及び過去開催の欠席事業者を対象に改善基準告示研修会を開催し、26社26名が参加しました。

第一部は、愛知労働局 労働基準部監督課 労働時間管理適正化指導員 杏澤敏彦氏を講師に招き、「トラック運転者の労働時間等の改善基準の留意点について」改善基準告示や、過重労働対策、健康診断の事後措置等、トラック運転者の労務管理を行う上での留意事項について講説がありました。

第二部は適正化事業実施機関指導員より「最近の法令改正について」解説しました。

また、オンライン配信を計画しておりましたが、当日のネットワーク環境の不具合が原因で、ライブ配信を中止する事態となってしまいました。

お申し込み頂いた皆様には大変ご迷惑をお掛け致しましたこととお詫び申し上げます。

次回開催する際には今回のような不具合が発生しないよう、万全の準備を心掛けてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

* 改善告示研修会とは…

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」について、巡回指導において指導事項があった事業者を対象とし、愛知労働局の協力のもと、拘束時間及び休息时间など法令遵守の更なる徹底を図るために、労務管理並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

研修会の様子



「令和3年度 第3回 適正化事業フォローアップ研修会」並びに 「令和3年度 第3回 新規許可事業者研修会」を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年12月8日（水）、中部トラック総合研修センターにおいて、適正化事業フォローアップ研修会並びに新規許可事業者研修会を開催し、20社20名（適正化事業フォローアップ研修会対象：20社／新規許可事業者対象：0社）が参加しました。

また、「適正化事業フォローアップ研修会及び新規許可研修会」の様子をオンラインによるライブ配信する事で、共に学んでいただく機会として会員限定にてライブ配信を行い多くの方にご視聴頂きました。

当日は、コロナウイルス感染症対策として換気、消毒、マスクの徹底、十分な間隔を確保し開催しました。

第1部は、適正化事業実施機関より約1時間30分にわたり点呼記録簿をはじめとする各種帳票類の作成・管理方法について、根拠法令の解説を交えて説明をしたほか、改善基準告示の内容における拘束時間と休息時間の適切な管理方法について解説しました。

第2部は、中部運輸局愛知運輸支局の担当官2名を講師にお招きし、輸送の安全確保について講説をいただきました。

研修会の様子及び内容

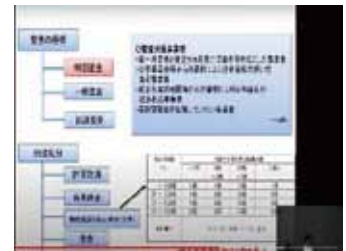
〔愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関〕

巡回指導に多く見受けられる法令違反項目や改善基準告示のほか、関係法令の改正内容について講説。



〔愛知運輸支局 鈴木運輸企画専門官（輸送・監査担当）〕

監査・行政処分の概要をはじめ、トラック運送事業者に多く見受けられる法令違反項目のほか、貨物自動車運送事業法の改正内容について講説。



〔愛知運輸支局 落合保安担当〕

「飲酒運転防止 アルコールは「単位」から「ドリンク」へ」について講説。



*適正化事業フォローアップ研修会とは…

令和3年7月から令和3年9月の巡回指導において指摘事項があった事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

*新規許可事業者研修会とは…

令和3年7月から令和3年9月に運輸開始した新規許可事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

オンライン配信

令和3年度 第3回

改善基準告示研修会

トラック運転者の労働時間管理の基礎を再確認!!



これまで巡回指導時の評価を基に、対象事業者のみに上記研修会を行っていましたが、対象以外の会員の皆様にも研修会の様子をご試聴いただけるようにオンライン配信を行います。改めてトラック運転者の労働時間等の改善基準告示について共に学んでいただける機会です。是非ご視聴ください。

基本的な労働基準法について
学びたい！

労働時間の現状と健康管理
措置について知りたい！

ドライバーの改善基準告示
について復習したい！

最近の法令改正について聴
きたい！

日時

令和4年2月3日（木）

13:30～15:30

視聴方法：申込み時メールアドレスへ配信前日迄に
視聴URLをご案内いたします。

申込期間：令和3年12月24日(金)～令和4年1月28日(金)

第1部

13:30～15:15

「トラック運転者の労働時間等の
改善基準告示の留意点について」

講師：愛知労働局労働基準部監督課労働時間管理適正化指導員

第2部

15:15～15:30

「最近の法令改正及び運輸行政の情勢について」

講師：愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関指導員

ご視聴をご希望の方は下記よりお申込みください。



セミナーの開催

<https://ssl.aitokyo.jp/>

研修会・配信についてのお問い合わせ

愛知県トラック協会 適正化事業部 適正化事業課

☎ 0561-76-2242



トラック運送事業者のための

新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
 受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターの
 ページのまとめ (厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html



●新型コロナウイルス感染症の主な後遺症 (現時点で分かっている主な後遺症)

感染から回復した後も様々な症状が続く状態で、期間や頻度、重さにはばらつきがある

- 新型コロナウイルス症状の持続や残存
- 記憶障害、集中力の低下、不眠、頭痛、抑うつなどの精神神経症状
- 関節痛、筋肉痛、しびれなどの全身症状
- 下痢、腹痛などの消化器症状
- 脱毛 など

●日常での感染症予防

手洗い・アルコール手指消毒 手洗いの前に爪を短く切って、時計や指輪は外しておきましょう 厚生労働省ポスターより

流水でよく手をぬらした後、石けんをつき、手のひらをよくこすります。

手の甲をのばすようにこすります。

指先・爪の間を念入りにこすります。

指の間を洗います。

親指と手のひらをぬらして洗います。

手首も忘れずに洗います。

7 流水で十分にすすぎ、清潔なタオル、ペーパータオルでよくふき取って乾かします。

洗い残しの多い部分

指先、手のひらのしわ、親指の付け根、ふくらみ、爪と皮膚の間、指腹の部分

手洗いができない状況ではアルコール手指消毒も有効

手洗いのタイミング

トイレットから出た後は必ず手洗いを!

出社時 乗務前 休憩前 乗務終了時 帰社時 帰宅時

●新型コロナウイルスに打ち勝つ 免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない



- 適度な運動
- 疲れ、ストレスをためない
- 笑い、ユーモアを忘れない
- 禁煙、節酒





職場で行う感染症対策

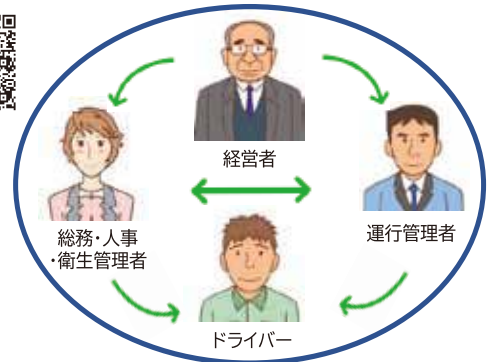
●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(第3版)」

(https://jta.or.jp/member/anzen/coronavirus_top/coronavirus_guideline.html)

の主に【3.講じるべき具体的な対策】(4)～(14)を要約し、職場において求められているそれぞれの役割をページごとにまとめました。

チェックリストになっていますので、十分に活用し、新型コロナウイルス感染予防対策を着実に実行してください。



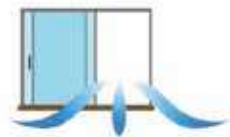
事業所(事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ)

- 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底
(水道設備や石鹸、消毒液等設置)
- マスクはできるだけ不織布のものを使用し、隙間のないように着用するなど、正しい着用方法を周知する
- 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける
- 1時間に2回以上、1回につき5分間程度換気する
(風の流れができるよう、2方向の窓を開ける
窓のない場合は、対角線上にドアを開けて扇風機などを回す)
- 室内は適切な加湿(湿度40%以上)を行うとともに、
空気清浄機等の活用やCO2測定装置の設置を検討する
- 喫煙室を含めた休憩室等は換気を徹底し密集・密閉・密接を避ける
- 共有物品(テーブル・椅子等)や、アクリル板、
手が触れる箇所の定期的な消毒
- 通勤・外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる
- 会議やイベントは極力オンラインで行う
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、
労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する
- 便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する
- ペーパータオルの設置や個人用タオルの持参
- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、
感染予防対策を周知する

〈手洗い・手指消毒・マスク装着の徹底〉



〈不織布が望ましい〉



〈1時間に2回以上の換気〉



〈3密禁止〉



〈CO2測定装置〉



〈定期的な消毒〉



〈最低1mあけ、対面は避ける〉



〈オンライン会議〉



〈トイレ内の清掃と消毒〉



〈ペーパータオルの設置〉



〈周知ポスターの掲示〉

職場で行う感染症対策



点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

● 点呼

- 対面点呼では、適切な距離を確保
- アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いをを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策(マスク・手洗い等)ができているかどうかの確認を行う
- 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- アルコール検知器はできるだけ使い捨てマウスピースを使用し、こまめに除菌する
(検知器の使用に際して不明な点は、必ずメーカーに確認し、除菌を適切に行う)



● 運行中・荷役作業中

- 2名以上が同乗する場合は、マスク着用と換気を徹底する
- 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる



● 車両・設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- 荷役機器や車両点検用工具など共用器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ユニフォーム等のこまめな洗濯
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉し、作業後は手洗いを徹底する



感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う
- 速やかに地方運輸局等に連絡する
- 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う



<速やかに連絡>

5つの場面での感染予防

内閣官房HP
<https://corona.go.jp/proposal/>



感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう！

- ・ マスク着用、3密回避、室内換気を
- ・ 手洗い・アルコール消毒を
- ・ 会話は静かに
- ・ 体調不良時、発熱時は出かけない
- ・ 集まりは少人数・短時間で



感染症への備え

職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。
今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第3版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

* 厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)



点呼とアルコールチェック ★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。



アルコール検知器協議会
(<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)



2021年度 Gマーク

愛知で
462事業所
が認定



(公社)全日本トラック協会は、12月17日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、愛知県では新規・更新を合わせて462事業所が認定されました。

新規申請

93件

3回目更新

105件

初回更新

77件

4回目更新

78件

2回目更新

109件

合計 462件

愛知県内でGマークの認定を受けているのは、**1,862事業所**となり、愛知県内の全事業所数の**38.1%**になります。

(2021年12月17日時点)

まだ、Gマークの認定を受けていない事業者(事業所)の方は、交通安全対策等、一定の基準を満たしている証として、2022年度の申請取得を検討してみてくださいはいかがでしょうか。



Gマーク認定後の大切なお知らせ

会社名、営業所の名称や住所を変更した場合は、(公社)全日本トラック協会に対し、届出が必要となります。なお、届出がなされていない場合、次回のGマーク更新ができない場合がありますので、ご注意ください。

● 提出書類

- ① 登録事項変更届出書(全日本トラック協会のHPよりダウンロード)
- ② 愛知運輸支局に提出した届出書類の写し
- ③ Gマーク認定継続に係る自認書(譲渡譲受、統合、分割等があった場合のみ)

提出書類につきましては、下記、宛先までご郵送ください。

※ 愛知県以外の営業所については、当該営業所が所在する都道府県のトラック協会への提出となります。

お問い合わせ

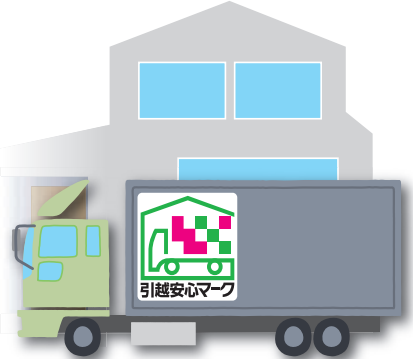
〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21-127

(一社)愛知県トラック協会 適正化事業部 適正化事業課 TEL: 0561-76-2242

2022年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をお願いします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越しをご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月 2022年引越混雑予想カレンダー 4月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

特に混み合うことが予想されます

特に混み合うことが予想されます

特に混雑が予想されます
 混雑が予想されます
 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

引越の
ルール

1 しっかり下見

1

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2 きちんと見積り

2

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3 確かな作業

3

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4 お客様窓口を設置

4

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは… [引越安心マーク](#)



【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2021年12月27日現在)

	【12月】			【年計】		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	2,208	9	2,578	23,872	115	28,244
前年比	78	-3	98	-747	-38	-999
増減率(%)	3.7	-25.0	4.0	-3.0	-24.8	-3.4

支部地域別死者数

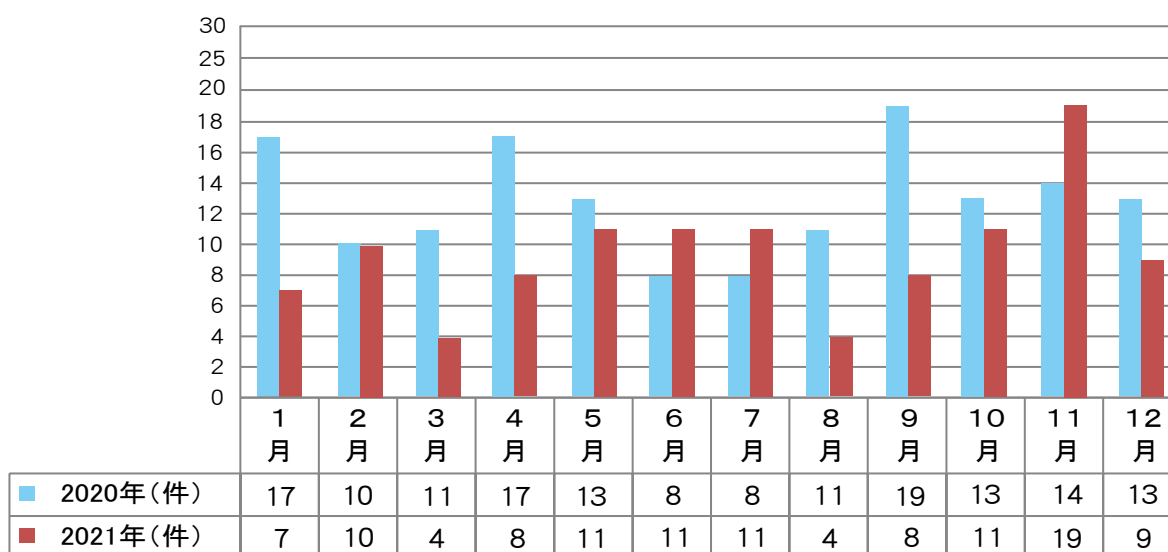
	【12月】									
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	5	4	2	6	6	26	16	27	17	6
前年比	-8	-2	-6	0	-7	0	-6	-13	1	3
支部月計	1	0	0	0	0	2	1	2	1	2

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	【12月】		【年計】	
	件数	死者数	件数	死者数
事業用	2	2	20	20
会員※	1	1	7	7
第一原因※	1	1	2	2

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2021年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



～助成金を申請する際の注意点～

【ご注意】 一部助成事業は受付期間が終了しております。
愛ト協 HP で最新の進捗状況をご確認下さい。

- ・ 利用する助成事業の要綱や条件等を愛ト協 HP の助成事業専用サイトで良く確認して下さい。
- ・ 昨年度の申請書類は使用できません。助成事業専用サイトで本年度の申請書類一式をダウンロードし作成して下さい。
- ・ 用紙はA4サイズに統一して下さい。
- ・ 申請書表紙に代表者印を2カ所（右上の代表者名と捨て印）押印して下さい。

大型車の冬用タイヤ交換作業後の増し締めの徹底について

大型車の冬用タイヤ交換作業を実施した際には、50～100km 走行後の増し締めを必ず実施するようにお願い致します。

ご参考までに当該事故を記録したと考えられるドライブレコーダー映像の動画 URL (YouTube) を添付いたします。

【映像名：国道2号線八本松トンネル内トラックのタイヤが飛んできた事故】

<https://youtu.be/NpggcnZDa4c>

トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインの策定について

今般全日本トラック協会は、国からの要請により新型コロナウイルス感染予防対策を効果的に推進するための内容を追加等し、感染症予防対策ガイドラインの第3版を策定いたしました。

会員様におかれましては、是非ご活用頂きますようご案内致します。

全日本トラック協会 専用サイト

https://jta.or.jp/member/anzen/coronavirus_top/coronavirus_guideline.html

**プロは みな 誇りと
自覚と模範運転**

軽油価格調査

(愛ト協調べ)

12月末調査

単純集計

(単位：円)

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	133.00	117.70	108.10	123.00	105.60	100.50	124.40	116.80	112.20	133.00	111.30	100.50

月間購入量別集計

月間購入量	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30kℓ未満	133.00	128.30	125.00	112.20	105.00	100.50	124.40	116.80	112.20	133.00	116.80	100.50
30～50kℓ未満	111.00	109.50	108.10	109.20	107.00	104.80	—	—	—	111.00	108.70	104.80
50～100kℓ未満	120.30	117.90	115.40	123.00	106.30	102.30	114.70	114.70	114.70	123.00	108.90	102.30
100kℓ以上	118.70	118.70	118.70	105.50	104.20	102.00	118.80	117.30	116.00	118.80	109.60	102.00

支払期限別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	133.00	118.90	108.10	123.00	109.30	103.30	124.40	118.30	112.20	133.00	114.80	103.30
30～60日未満	125.00	116.60	109.00	112.20	104.40	100.50	118.80	116.30	114.50	125.00	110.20	100.50
60日以上	—	—	—	104.70	103.80	102.00	116.60	116.60	116.60	116.60	107.00	102.00

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

(単位：円)

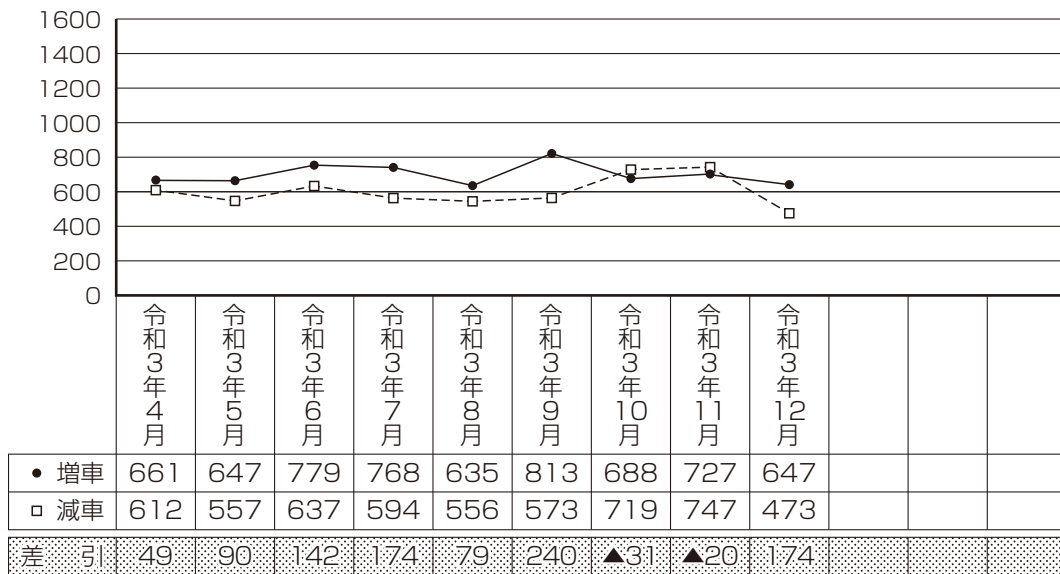
購入形態 月別	スタンド			ローリー			カード		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和2年 12月	105.00	90.60	81.00	84.20	80.90	77.30	111.50	92.10	80.20
令和3年 1月	109.00	94.60	84.00	100.00	85.10	81.10	115.50	96.20	82.40
2月	110.50	98.80	90.10	103.00	88.50	82.70	118.50	98.60	87.10
3月	116.50	103.80	93.00	109.00	93.70	85.70	122.50	102.80	91.00
4月	116.00	105.90	96.50	109.00	95.10	91.20	129.50	112.40	101.10
5月	117.50	106.60	98.00	111.00	96.10	92.70	126.80	107.70	98.80
6月	119.00	108.10	100.80	115.00	99.20	96.50	132.00	110.50	100.80
7月	123.00	115.70	104.00	118.00	102.20	98.40	136.00	114.40	103.90
8月	122.00	109.90	102.30	116.00	100.30	96.20	116.90	112.10	106.40
9月	125.00	110.60	101.50	118.00	102.10	96.60	128.00	113.10	104.60
10月	131.00	117.20	105.00	127.00	108.00	101.80	127.00	116.30	106.00
11月	137.00	119.80	110.00	129.00	110.80	103.60	124.30	120.20	112.60
12月	133.00	117.70	108.10	123.00	105.60	100.50	124.40	116.80	112.20

※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

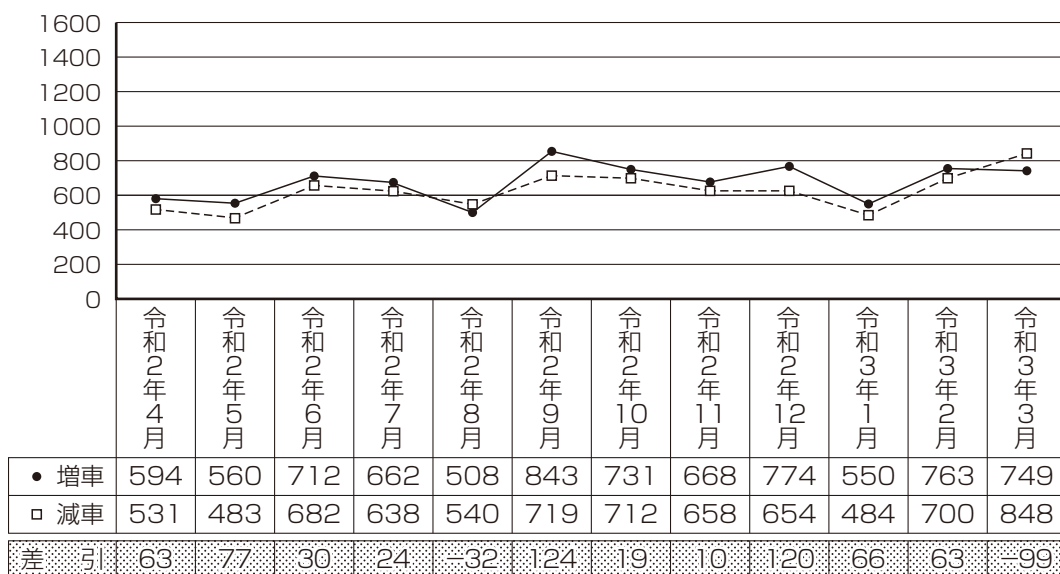
令和3年12月の増減車



令和3年度増減車（12月）

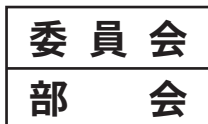
増 車	6,365両
減 車	5,468両
差 引	897両

令和2年4月～令和3年3月の増減車



令和2年度増減車（3月）

増 車	8,114両
減 車	7,649両
差 引	465両



12月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部長）

○実務委員三役、NUTS委員会との打合せ

（服部実務委員長）

月 日：令和3年12月7日（火）

場 所：NUCT 会議室

内 容：パッシブタグの進捗について

○全日本トラック協会海上コンテナ部会正副部長会議 及び各トラック協会海上コンテナ部長合同会議

（山本部長）

月 日：令和3年12月10日（金）

場 所：ザ・プリンスさくらタワー東京

内 容：1) 国際海上コンテナ輸送に関わる
課題について

2) 「標準的な運賃」の割増率設定
に向けた調査について

3) その他

○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和3年12月15日（水）

場 所：木材会館

内 容：1) ターミナルコンテナ取扱量の推移

2) ターミナル部会
違反パトロール調査（11月分）

3) RFIDタグの進捗状況について

4) 情報連絡網の精査について

5) 来年度 新規入会について

6) 今後の日程

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和3年12月16日（木）

場 所：西部臨海地区内・木材会館

内 容：1) 蟹江警察署からの報告

2) 愛知運輸支局からの報告

3) 名古屋国道事務所からの報告

4) 名古屋港管理組合からの報告

5) 愛知県トラック協会からの報告

○名古屋港カーボンニュートラルポート検討会

（港湾物流の脱炭素化WG）

（山本部長）

月 日：令和3年12月17日（金）

場 所：愛知県トラック会館（Web会議にて参加）

内 容：1) 中部地方整備局からの報告

2) 中部地方整備局からの説明

3) 意見交換

支部行事

1
月

名古屋第一支部

- (18日) 支部役員会
- (21日) 支部セミナー
- (24日) 西区自転車の日交通安全啓発キャンペーン

名古屋第二支部

- (20日) 新年賀詞交歓会

名古屋第三支部

- (14日) 成田講五社巡り
- (20日) ゼロの日街頭活動
- (21日) 港警察署 感謝状贈呈式
西4区パトロール
- (25日) 青年部会 全体会議

名古屋第四支部

- (13日) 中川警察署 感謝状贈呈式
- (20日) 支部役員と青年部会との懇談会

尾東支部

- (28日) 支部新春セミナー・賀詞交歓会

尾西支部

- (6日) 稲沢警察署 感謝状贈呈式
- (8日) 青年部会 定例会
- (14日) 一宮警察署 感謝状贈呈式
第二班 交通安全・労働安全講習会／新年懇親会
特別積合せ部会一宮ブロック
定例会／新年懇親会
- (21日) 第一班 役員会／定例会／新年懇親会

知多支部

- (14日) 東海警察署 感謝状贈呈式
- (22日) 緑協力会 交通安全講習会

西三支部

- (14日) 岡崎部会 新年会
- (19日) 豊田部会 役員会・定例会・新年懇親会
- (21日) 西尾部会 役員会
- (22日) 安城部会 健康診断
- (23日) 碧南部会 安全祈願バスツアー
- (24日) 安城部会 役員会
- (28日) 刈谷部会 賀詞交歓会

東三支部

- (15日) 新城南北設楽陸運協会 定例会
- (22日) 田原陸運協会 定例会

青年部会 12月会議・委員会開催状況

■ 第4回 中部ブロック青年部協議会代表者会議

・全ト協青年部会中部ブロック大会（令和3年度開催報告、令和4年度開催について）・トラック運送業界における課題・問題に関する調査について ・第4回全ト協青年部会正副部会長会議の開催報告

■ 第9回 事業委員会 (12月10日)

・会員交流事業について ・賀詞交歓会について など

■ 第9回 研修委員会 (12月10日)

・第2回研修セミナー計画について など

■ 第6回 企画委員会 (12月13日)

・委員研修資料の改訂について ・青年部会アンケート素案について
・グッドラーニング進捗状況について など

■ 第7回 三役会 (12月15日)

・部会長、副部会長の輪番制について ・理事会について など

■ 第9回 理事会 (12月15日)

・事業委員会開催報告、新年交通安全祈願について
・企画委員会開催報告、委員研修資料について、
グッドラーニング導入計画について、アンケート素案について
・研修委員会開催報告、第2回研修セミナーについて ・各種委員会出席報告 など

● 2月の活動予定

7日（月） 第8回企画委員会
9日（水） 第11回事業委員会
10日（木） 第11回研修委員会
16日（水） 第9回三役会・第11回理事会

○ 青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、20歳～50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

青年部会 会員募集中！



【問合わせ先】

愛知県トラック協会青年部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6

《TEL》052-825-5000

《Eメール》

ata-seinen@aitokyo.jp

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 37社38名(令和4年1月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県)を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

女性部会では、ご入会していただける方を
随時募集しています！
ご興味のある方は是非ご連絡下さい！



●今後の予定

令和4年2月17日(木) 新年交通安全祈願 及び 新春セミナー

※先月のトラックあいちに記載のあった日程より変更となりました。詳細はメールにてご確認ください。

【問い合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】**
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.12)

職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	<ul style="list-style-type: none">・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。<ul style="list-style-type: none">一般的な事務作業(300ルクス以上)付随的な事務作業(150ルクス以上)・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	<ul style="list-style-type: none">・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 <p>注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none">・随時利用が可能となるよう機能を確保する。・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

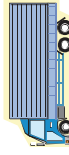
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



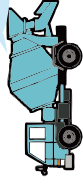
4、6ナンバー

大型バス
マイクロバス



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現地の状況と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

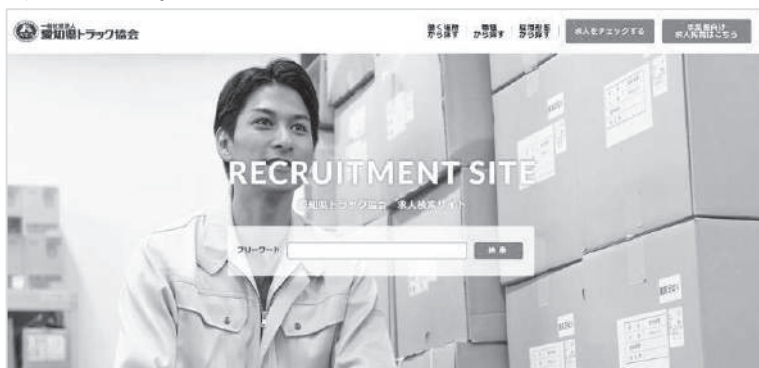
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ

Entry Pocket

求人～採用までを一元管理できる採用ご担当者様のためのサービスです

▼TOPページ



▼求人ページ



エンボア

Entry Pocket 実現可能な主要3ポイント

POINT
1

求人の掲載・募集 ※アカウントだけ取得もOK

大手求人サイト「マイナビ」と提携した求人ページに求人原稿を無料で掲載し募集いただけます。原稿はフォーマットに沿って入力するだけで、簡単に作成できます。

POINT
2

応募者管理支援

応募～採用までの応募者の動きを管理することができます。メール送信やステータス管理・メモ機能などで、採用管理業務を支援します。

POINT
3

効果測定

レポートを自動作成し、応募や閲覧数など多角的に出稿状況を分析できます。応募者の個人情報応募を受付した参画事業者のみが閲覧可能となっており、協会側でも確認できませんので、プライバシー対策も万全です。

【お申込み・お問い合わせ】

掲載ご希望の事業者様は愛ト協ホームページ
(https://ssl.aitokyo.jp/truckaichi_form/) よりお申込み下さい。

愛知県トラック協会
企画広報部 企画広報課

TEL : 052-825-5000
FAX : 052-825-5077



※連絡や会社・求人情報提供等は基本メールで行います。メールアドレスは必ずご記入ください。

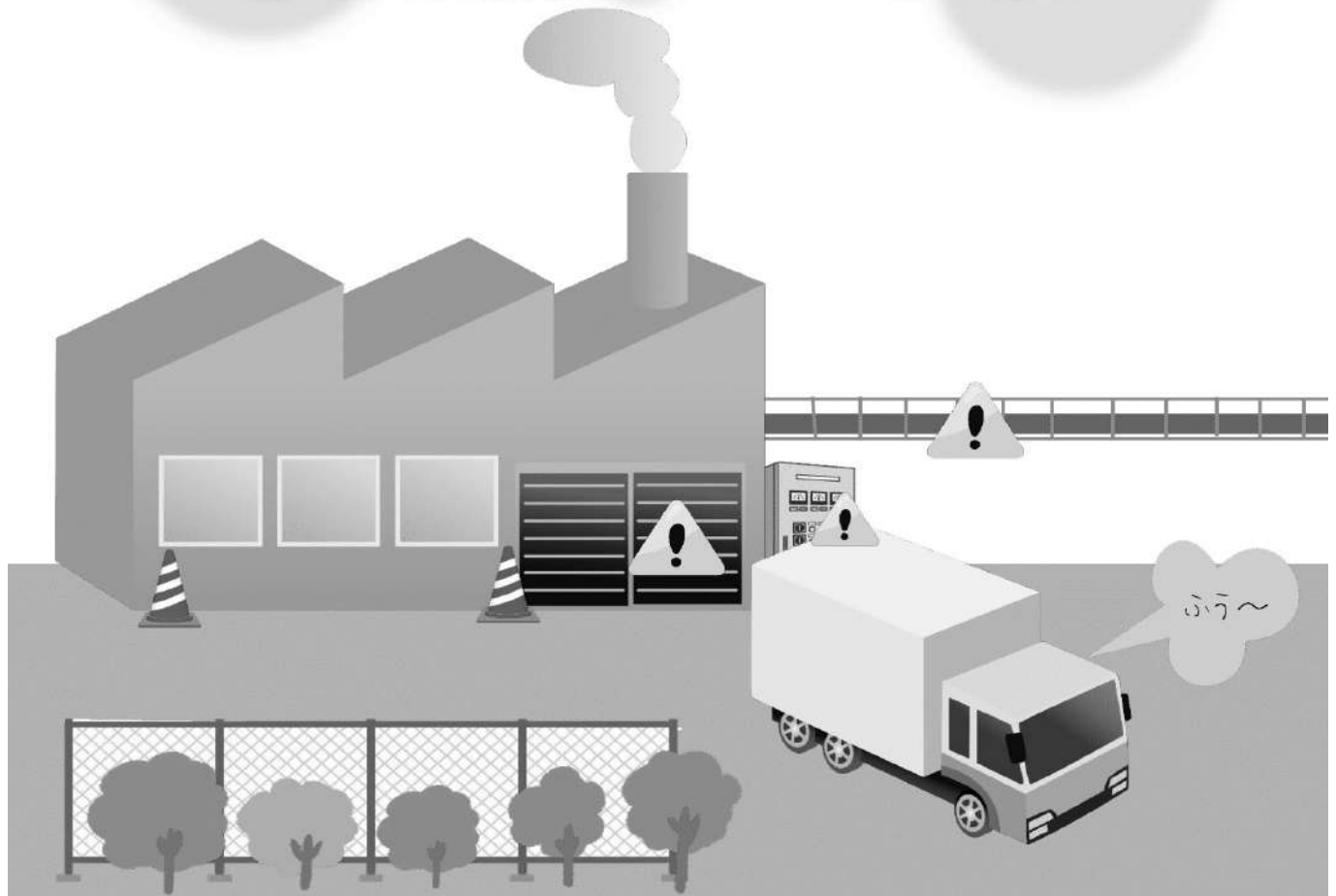
第51回冬期の構内事故


ゼロキャンペーン



2021年12月1日（水）～2022年2月28日（月）

あわてない 後退前の一呼吸



 中部交通共済協同組合

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

 中部交通共済協同組合

詳細は、
ホームページへ

中交協



スマホにも
対応しています！

www.chukokyo.jp



名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104 〒440-0886 豊橋市東小田原町48番

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

セントラルレジデンス 202号



1900684

トラックあいち 第550号 編集発行人/寺岡 洋一
名古屋市瑞穂区新開町12番6号 (TEL 052-871-1921) 一般社団法人愛知県トラック協会